

委託契約書（案）

1 委託業務の名称 沖縄県総合運動公園水泳場改築に係る基本計画策定及び
PPP/PFI 導入可能性調査業務

2 委託期間 (自) 契約締結の日から (至) 令和8年3月31日

3 契約金額 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 円 沖縄県財務規則第101条の規定に基づき決定する

上記委託業務について、沖縄県知事玉城康裕（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、別添の条項により委託契約を締結する。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して実施する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年 月 日

甲

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

代表法人

構成員

(総則)

第1条 乙は、別記の委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託金額を越えない範囲内でもって委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より10日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務の工程表
- (3) 担当者の業務割当表

2 乙は甲へ提出した実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(成果物の帰属)

第5条 この契約の履行によって生じた一切の著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

(再委託の制限等)

第6条 乙が契約の履行に伴い第三者から役務の提供を受ける（以下「再委託」という。）ときには、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

- (1) 乙が契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせること。
- (2) 甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行について、乙が第三者に委任し、又は請負わせること。

- (3) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請負わせること。
- 2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとときはこの限りでない。
- 3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が第1項から第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託業務の変更、中止等)

第9条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを廃止することができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第10条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

- 第 11 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

- 第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、委託業務完了報告書、実績報告書、精算報告書（以下、「委託業務完了報告書等」という。）を作成し、甲の検査及び確認を受けなければならない。
- 2 乙は、第 8 条及び前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、業務が完了したものとする。

(委託料の請求及び支払い)

- 第 13 条 甲は、委託事業の処理に対して、次の各号の区分に応じた金額を、乙の請求に基づき支払うものとする。
- (1) 甲は、契約締結後、必要があると認めるときは、委託料の 9 割を上限として、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費を乙の請求に基づいて、支払うことができる。
- (2) 委託業務完了に伴う報告書の提出があり、甲の検査に合格した後、委託金確定額の残額を支払う。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、概算払いの請求に当たっては、事前に執行計画書を提出しなければならない。
- 4 甲は、第 12 条の規定により、契約金額と委託業務の実施のために要した経費の額のいずれか低い額を支払うべき額（以下、「確定額」という。）として確定し、乙に対して通知するものとする。

(損害の負担)

第 14 条 委託業務の処理に当たり、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 15 条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料につき乙の遅延日数に応じ、契約金額に年 2.5% の割合で計算した額とする。ただし、天災、地変その他、乙の責によらないものについては損害を徴収しない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第 13 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5% の割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

第 16 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わなかつたとき又は、その職務を妨害したとき。
- 3 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は違約金として委託料の 100 分の 10 に相当する額を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、第 2 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(秘密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第 19 条 甲は第 12 条の委託業務が完了したときから 1 年以内に限り、乙の責めに帰すべき不適合の修補を求めることができる。

2 甲は、乙が同意したときは、前項の不適合の修補に代えて、乙に損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第 20 条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第 21 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

特記事項

【暴力団等の排除】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関する第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第4条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。
(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。